（特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種）

第五条　法第二十八条第一項の政令で定めるプラスチック使用製品は、次の表の中欄に掲げる製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるものであって、主としてプラスチック製のものに限る。）とし、同項の政令で定める業種は、当該製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	製品	業種
一	フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー及び飲料用ストロー	各種商品小売業（無店舗のものを含む。）、飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。）、宿泊業、飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス業
二	ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ及び歯ブラシ	宿泊業
三	衣類用ハンガー及び衣類用カバー	各種商品小売業（無店舗のものを含む。）及び洗濯業

（特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件）

第六条　法第三十条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が五トン以上であることとする。

（特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第七条　法第三十条第四項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	厚生科学審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
経済産業大臣	産業構造審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

（再商品化計画に係る分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の使用人）

第八条　法第三十三条第三項第四号ニ及びホの政令で定める使用人は、同条第二項第六号に規定する者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、分別収集物の収集、運搬又は処分（再生を含む。次条第一号ロ及びハを除き、以下同じ。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（分別収集物の再商品化に必要な行為の委託の基準）

第九条　法第三十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定法人が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第七条第五項第四号ロ、ホ又はへのいずれかに該当する者

ロ　法又は法に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法第三十六条第二項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ　その役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。）のうちにロ若しくはニ又は廃棄物処理法第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者があるもの

(1)　主たる事務所又は従たる事務所

(2)　(1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第三十六条第二項に規定する行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

二　委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

三　委託契約には、指定法人が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十二条第一項の規定により指定を取り消されたとき、又は第一号に定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

（分別収集物の再商品化に必要な行為の再委託の基準）

第十条　法第三十六条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再委託契約は、書面により行い、当該再委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ　再委託に係る分別収集物（法第三十二条の環境省令で定める基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）の数量

ロ　分別収集物の運搬を再委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ　分別収集物の処分を再委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ　分別収集物の処分（最終処分（廃棄物処理法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下この二において同じ。）を除く。）を再委託するときは、当該分別収集物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ホ　その他環境省令で定める事項

二　前号に規定する再委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

（認定再商品化計画に係る再商品化に必要な行為の委託の基準）

第十一条　法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　分別収集物の再商品化に必要な行為（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三号及び第四号において同じ。）に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

二　分別収集物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、分別収集物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

三　委託契約には、再商品化実施者若しくはその施設が法第三十四条第四項第三号若しくは第四号に該当するに至ったとき、又は再商品化実施者が自ら分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する者でなくなったときは、認定市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

四　分別収集物の再商品化に必要な行為を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該分別収集物の再商品化に必要な行為の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。